

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：種蔵棚田連絡協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

旧坂上村地域のうち種蔵棚田  
範囲については、別添1のとおり。

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

- 耕作放棄の防止・削減

令和6年まで種蔵棚田における中山間地域等直接支払交付金に係る耕作面積3.4haの現状を維持する。

#### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- 自然環境の保全・活用

令和6年までに種蔵棚田における鳥獣被害面積を6a(16万4千円)から4a(10万9千円)に減少させる。

- 良好な景観の形成

令和6年までに種蔵棚田の石積み15箇所・150m<sup>2</sup>を修復する。

- 伝統文化の継承

種蔵地区の春の例祭で催される獅子舞、笛、太鼓などの伝統文化の継承を図る。

#### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和6年までに「飛騨市ふるさと種蔵村民(別添 資料1、資料2)」など関係人口を200人から300人に増加させる。

種蔵棚田で農村交流体験イベントを年間3回開催し、年間で累計30人の参加者を確保する。

- 棚田を観光資源とした地域振興

愛知県立芸術大学と協働のクラシックコンサートである「里の音コンサート」や「万波そばの会」と共催の食のイベント「種蔵新そばまつり」など、棚田の活用イベント(別添 資料3)を、年間を通じて10日間開催する。

### 3 計画期間

令和2年5月～令和7年3月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

##### ① 棚田等の保全

- 耕作放棄の防止・削減

「ぎふの田舎へいこう推進協議会」や「岐阜県森林愛護隊」などのボランティアを活用しながら、種蔵棚田の耕作面積を維持する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用

種蔵棚田地域で地元区所有の侵入防止柵や檻を、ボランティアと共に設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。

- ・良好な景観の形成

種蔵棚田において、老朽化して崩落した石積み等を空積み工法を用いた修復を実施し、良好な景観を確保する。

- ・伝統文化の継承

地元区転出者やふるさと村民など支援者の協力を得ながら、昔から伝わる地元区の例祭で催される獅子舞などの伝統文化を継承する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

地元の集会所で「飛騨市ふるさと種蔵村議会」を開催し、都市住民などの関係人口による地域振興を図る。

(1) 同議会で都市住民と地元住民とが意見交換する場を設け、また会議後の交流会を通じて「種蔵ファン」を増やす。

(2) 種蔵棚田で都市住民が「やってみたいこと」と、地元住民が「やって欲しいこと」をマッチングさせる仕組みを構築し、イベントカレンダー化することで都市住民が自分に合ったタイミングで参加でき、地元区にも貢献できる。

種蔵棚田で「みょうが」を活用した体験イベントを実施する。春の「草取り」から「間引き」そして夏の「収穫」まで、年間を通じて種蔵を訪れていただく。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

愛知県立芸術大学の協力を得て、棚田で声楽や器楽を活用したイベントの開催を通じて、観光客を誘客する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない「ぎふの田舎へいこう推進協議会」や「岐阜県森林愛護隊」などのボランティア団体や、「岐阜大学」や「愛知県立芸術大学」の学生は、奉仕やイベントの活動を実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

種蔵棚田連絡協議会は、飛騨市ふるさと種蔵村、種蔵集落協定、種蔵区、種蔵を守り育む会、万波そばの会、飛騨市で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項